

水戸保健医療圏災害医療連携会議設置要綱

(目的)

第1条 水戸保健医療圏災害医療連携会議（以下「連携会議」という）は、大規模災害が発生した際、水戸保健医療圏の被災者に対して適切な医療救護を行うため、災害医療関係者の連携体制を構築することを目的に設置する。

(所掌する地域)

第2条 連携会議が所掌する地域は、水戸保健医療圏（水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）とする。

(構成)

第3条 連携会議は、次に掲げる機関の実務者を持って構成する。

- (1) 郡市医師会
- (2) 郡市歯科医師会
- (3) 災害拠点病院
- (4) 郡市薬剤師会
- (5) 茨城県看護協会災害看護委員会の委員
- (6) 所掌地域の各市町の防災担当部署及び保健担当部署
- (7) 所掌地域の消防本部
- (8) 水戸医療圏地域災害医療コーディネーター
- (9) 水戸医療圏担当県災害医療コーディネーター
- (10) 水戸市保健所
- (11) 茨城県中央保健所
- (12) その他、会長が必要と認めるもの

- 2 会長は、必要に応じて連携会議を構成するもの以外を会議に出席されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 連携会議は会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、連携会議を構成する者の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもってこれに当てる。
- 4 会長は、会務を経理し、連携会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議は、会長が招集する。

(所掌事項)

第6条 連携会議は、次の事項を協議する。

- (1) 災害想定（想定傷病者数等）に対する医療資源、搬送体制、参集拠点等の把握、検討に関する事。
- (2) 災害時に医療ニーズを把握・分析するための連絡通信体制の確保に関する事。
- (3) 医療救護チーム等を円滑に配置調整するための基本的考え方に関する事。
- (4) 医療救護活動等に必要道路被害状況の把握や医薬品、食料等の供給体制の確保に関する事。
- (5) 災害発生後の活動内容に関する事。
- (6) 災害対応訓練の実施に関する事。
- (7) 前各号に掲げるものの他、災害医療関係者の連携体制構築に必要な事項及び医療救護等活動の円滑な実施に必要な事項に関する事。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、茨城県中央保健所および水戸市保健所が共同で行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和6年1月17日から施行する。